ヲ要スル問題ニ付テハ本法ノ施行ノ際ニ於ケル国内ノ政治的、経済的、社会的一般情勢ヲ考慮シテ慎重ニ審議スルノ必要アリト認メタルニ因ルモノデアリマス。

尚ホ本法ノ施行ニ関シマシテハ、其ノ附則ニ於キマシテ、本法ハ公布ノ日ヨリ起算シテ六箇月ヲ経過シタル日ヨリ之ヲ施行スルコトヲ規定シテ居リマス。

以上ハ本法案ノ提案ノ理由ト其ノ内容ノ概要トヲ御説明申上ゲタノデアリマスガ、本法案ハ我国ノ農業ノ現状ニ鑑ミマシテ、極メテ必要ナル法案デアリマスルノミナラズ、又本法案ハ我国ノ農業ノ将来ノ発展ニ対シマシテ、極メテ重大ナル関係ヲ有スル法案デアリマスルガ故ニ、本法案ノ審議ニ当リマシテハ、特ニ慎重ナル御審議ヲ願ヒタイト存ジマス。

此際見エザル民衆ノ力ヲ一層強イ力ニナシ、其ノ力ニ依ッテ、地主資本家ノ政府ダル民政党内閣ノ牙城ニ肉薄セナケレバナラナイ」

備考　聴衆ニ次ノビラヲ配布シタ。

財団法人協調会大阪支所